

三次市自転車の安全利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の利用における諸施策を推進し、市民等一人ひとりが自転車の安全利用について理解を深め、交通事故を防止するように心がけ、他人を思いやり、互いに譲り合う精神を醸成するとともに、市民等の交通安全の確保を図り、安全な三次市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号に規定する自転車をいう。
- (2) 地域等 地域、学校、家庭又は職場をいう。
- (3) 市民等 市内に居住若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 灯火 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第18条第1項第5号に規定する灯火をいう。
- (5) 自転車事故の保険等 自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償し、及び傷害を補償するための保険又は共済をいう。
- (6) 関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。
- (7) 関係団体 交通安全協会、住民自治組織その他の交通安全に関する活動を行う団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を行うよう努めなければならない。

- (1) 自転車の安全利用に関する教育及び啓発
- (2) 地域等における自転車の安全利用に関する活動の支援
- (3) 自転車の灯火や両側面への反射器材の備付けの啓発
- (4) 自転車の定期的な点検整備の促進
- (5) 自転車事故の保険等への加入の促進
- (6) 自転車の安全利用を促進するための道路環境及び駐輪場の整備
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実現に当たり、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必

要な協力を求めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自転車の安全利用について理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、地域等において自転車の安全利用の促進に寄与するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車が歩道を通行できる場合において、自転車の進行が歩行者の通行を妨げるおそれがある場合、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、歩行者の交通安全の確保に十分に配慮するよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車に灯火を備付けるとともに、当該自転車の両側面に反射器材を備付けるよう努めなければならない。

4 自転車利用者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めなければならない。

5 自転車利用者は、自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。

6 高齢者に対しては、その家族が自転車の安全利用に関する助言に努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 子ども（幼児又は児童。以下同じ。）を持つ保護者は、当該子どもに対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導に努めなければならない。

2 保護者は、子どもが自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 保護者は、子どもが降雨の時に自転車を利用する場合は、レインコートを着用させるよう努めなければならない。

4 保護者は、子どもが利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めなければならない。

5 保護者は、子どもが利用する自転車について、自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 市内の事業者は、自転車通勤をする従業員その他事業活動に従事する者に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めるとともに、事業活動を通じて、自転車の安全利用の促進に努めなければならない。

(自転車販売業者等の責務)

第8条 自転車販売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、第5条及び第6条に定める責務の周知並びに自転車事故の保険等に関する情報の提供に努めなければならない。

2 自転車販売業者は、事業活動を通じて、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。

3 自転車貸出業者は、貸出しを受けて自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。

(学校の長の責務)

第9条 市内の小学校及び中学校の長は、在籍する児童生徒に対し、当該各学校における教育活動として、自転車の安全な利用や盗難防止に関する教育、啓発及び指導に努めなければならない。

2 市内の高等学校及び専修学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)の長は、その在籍する生徒又は学生に対し、自転車の安全な利用や自転車の盗難防止に関する教育、啓発及び指導に努めなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。